

東急不動産株式会社「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する通知について

令和5年5月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和4年11月30日付けで届出のあった「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、東急不動産株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和5年5月28日から令和5年6月27日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付に時間がかかったことに伴い、同法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限に迫った時期での提出となり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和4年11月30日
住民意見の概要等受理	令和5年 2月10日
都道府県知事の意見期限	令和5年 5月11日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和5年 6月27日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話：03-3501-1742 (直通)